

### 3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

- ・ 関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場(協議会)を設置し、定期的を開催すること。(造船業については関係請負人の数に関係なく設置する必要があります。)
- ・ 関係請負人が交替したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催すること。
- ・ 使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

#### 参加者

- (ア)元方事業者  
 a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者  
 b 安全管理者等  
 c 職長等
- (イ)関係請負人  
 a 関係請負人が選任する安全衛生責任者等  
 b 安全管理者等

#### 協議事項

- ① 安全衛生方針、目標、計画
- ② 作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施
- ③ 労働者に対する教育の実施
- ④ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑤ 作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

### 作業間の連絡調整とは

